（急施の場合）

第三十九条の二　令第四十八条の三の二第一号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該土地改良施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。（削る。）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、目的及び次に掲げる事項を定めなければならない。

一～七　（略）

（農業経営の合理化のために必要な施設）

第四十三条の九　法第五十三条の三第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第五十七条の九第一項に規定する情報通信技術の利用上必要な施設

四・五　（略）

第四十八条の四　法第五十七条の二第四項の規定による公告は、当該管理規程の概要を掲載してしなければならない。

（情報通信環境整備事業の実施手続）

第四十八条の九　法第五十七条の九第一項の規定による認可の申請には、第四十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十七条の四第一項」とあるのは、「第五十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十　法第五十七条の九第一項の情報通信環境整備事業の計画には、第四十八条の六の規定を準用する。この場合において、同条第六号中「農業用用排水の水質の汚濁の防止」とあるのは、「管理の効率化及び地域における情報通信技術の活用の促進」と読み替えるものとする。

第四十八条の十一　法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の規定による変更の認可の申請には、第四十八条の七の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項」とあるのは、「第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十二　法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の情報通信環境整備事業の計画の変更には、第四十八条の十の規定を準用する。

（連携管理保全事業の実施手続）

第四十八条の十三　法第五十七条の十一第一項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款を変更する必要があるときは変更後の定款

二　法第五十七条の十一第一項の議決に係る総会の議事録の謄本

三　法第五十七条の十一第四項の規定により法第五十七条の十四第一項に規定する協議会又は法第五十七条の十一第四項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面

四　法第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、第四十八条の九において準用する第四十八条の五第四号から第七号までに掲げる書面

五　法第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、第五十条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書面

（新設）

（急施の場合）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～七　（略）

（農業経営の合理化のために必要な施設）

第四十三条の九　法第五十三条の三第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

第四十八条の四　法第五十七条の二第四項の規定による公告は、当該管理規程の概要を記載してしなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）